

## 第2回佐賀地方最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月7日(木) 13:30~16:00

2 場所 佐賀第2合同庁舎 5階 共用大会議室1

3 出席者

公益代表：甲斐委員(部会長) 安永委員(部会長代理) 早川委員

労働者代表：松尾委員、諸富委員、彌常委員

使用者代表：西岡委員、平野委員、福母委員

事務局：恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、  
伊東賃金調査員

4 議題

- (1) 追加資料について
- (2) 佐賀県最低賃金額の改正について
- (3) その他

## 【第1回全体会議】

### ○岩竹室長補佐

審議に入ります前に事務局から御報告いたします。本日は全員ご出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数に達していることをご報告申し上げます。それでは、部会長、議事の進行をよろしくお願ひします。

### ○甲斐部会長

皆様、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願ひします。

ただ今から第2回佐賀県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、事務局から資料の訂正があるようですので、説明をお願いいたします。

### ○恒吉労働基準部長

資料1枚目の、地賃改定後の影響率等を示す資料を御覧下さい。

こちらにつきましては、前回の第1回専門部会資料4の9から10ページ、並びに8月1日の第449回本審でも資料3の32および33ページに掲載したのですが、部分的に誤りがございましたので、2ページ分を差し替えさせていただきたいと思っております。

誤っていたのは上から3段目の「引上率」の部分の数字になりますが、計算式としては「引上額」を昨年度最賃額の956円で除すところ、誤って一昨年の令和5年度最賃額の900円で計算してしまったことで、誤った数字が記載されておりました。この表につきましては、審議の中で最も重要な資料の一つとしてご利用いただいているところで、信頼を失うようなことをしてしまいました。今後、このようなことがないよう、チェック体制を見直して参りたいと思いますので、御容赦いただきたく存じます。1枚目につきましては、私からお詫びも含めまして説明させていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

### ○甲斐部会長

皆様、よろしいでしょうか。前回の分は破棄していただいて、新たにこの表で考えていく、ということになろうかと思います。よろしくお願ひします。

### ○西岡委員

具体的に何ページを差し替えたらいいのですか。

### ○恒吉労働基準部長

専門部会資料で言いますと、資料4の9ページと10ページでございます。

### ○甲斐部会長

よろしいでしょうか。

それでは、次に議題(1)追加資料について、事務局から説明をお願いします。

### ○河野賃金室長

まずは、追加資料の説明の前に、結審状況についてご報告をいたします。

現在、二つの県で結審をしておりまして、8月5日に目安額プラス1円、8月6日に目安額プラス2円で結審しております。Cランクで結審したところはございません。現時点の結審状況は以上です。

続きまして、追加資料について説明をいたします。

まず、8月5日開催の本審で福母委員からいただいた御質問に対する回答をさせていただきたいと思います。

御質問にあった、令和6年度の中賃答申を1枚目の資料として付けておりますが、こちらに記載されていた、政府に対する要望に関して、政府の対応やその進捗状況、成果などについて説明を求めたい、ということでした。回答として、今年度の中賃目安小委員会1回目で提出された資料を準備しましたので、2枚目以降のカラー刷りの資料を御覧いただければと思います。

先日の本審の中で、佐賀県内の支援策とその実績を中心に説明を行っておりましたが、こちらの資料をつけておりませんでした。中小企業への支援策に関する説明が不足していたことをお詫び申し上げたいと思います。本日はこちらの資料で、支援策の概略について説明をさせていただきます。

まず1ページ下の段の資料を御覧ください。中小企業の生産性向上等に係る支援策が一覧になっています。それぞれの事業の名称が赤字で大きく記載されておりますが、その右側に青い字で予算の規模が確認できます。例として、一番上の業務改善助成金を御覧いただくと、3つの数字が青字で記載されておりまして、真ん中の8.2億円が2024年度当初予算額、その右側の山括弧が297億円で2024年度補正予算額、左端の数字の15億円が、2025年度の当初予算額になっており、業務改善助成金については予算規模が拡大していることが確認できるかと思います。

2ページ下の段を御覧いただくと、各種事業の申請・実績件数と執行額が記載されておりますので御参考にしていただければと思います。

3ページの資料では、業務改善助成金の全国の執行状況が確認できます。佐賀局の実績については先日お知らせしたとおりで、件数・執行金額が拡大をしているところです。

続いて4ページ以降は中小企業庁による、中小企業支援措置をまとめた資料になっており、5ページの下段では、賃上げ促進税制の拡充と延長に関するものの概要になっております。

続きまして6ページ上段を御覧いただくと、消費者の物価に対する理解を促進するための施策の一つとして、消費者庁が実施している内容が記載されています。動画コンテンツを作成し周知を図っているということで、福母委員の質問の3つ目にありました、「B to Cでの価格転嫁について、消費者に向けた働きかけにどういったものがあるのか」というお尋ねに対しての一つの回答になると思います。

続いて9ページまでが価格転嫁対策に関する取組みです。7ページに示すとおり、取引先との共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の宣言数が6月27日時点で約70,000社が宣言されており、更なる拡大、実効性の向上に向けて取り組んでいるところ、ということです。

7ページの下段は、来年1月1日施行の「改正下請法」の概要になっておりまして、こうした法改正により価格転嫁や取引適正化を徹底していく、ということです。

続いて8ページは、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の概要

と、その内容について、公正取引委員会が 44 都道府県の地方版政労使会議の中で周知をした、ということです。

続いて 9 ページ以降が、今年の 3 月に中小企業庁が実施した「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」についての内容です。この結果を見ていただくと、価格交渉の進捗状況が確認できますが、15 ページ目を御覧いただくと、価格交渉と価格転嫁の実施状況についての、業種別のランキングが記載されております。

福母委員からの 2 つ目の御質問で「価格転嫁率の低い業種はどこなのか」とのことでしたが、その回答はこのランキングで確認できるかと思います。この表の下の方に位置する業種が、価格交渉がされていない業種、価格転嫁が進んでいない業種であり、発注企業の業種毎に集計されております。16 ページには受注企業の業種毎に集計されておりますので、こちらを御参考にしていただければと思います。

続いて、16 ページ下段は、昨年 11 月に閣議決定をした、総合経済対策の概要になります。17 ページには、ガソリン価格、電気、ガス料金の支援の概要、18 ページには、いわゆる「年収の壁」対策として、「年収の壁支援強化パッケージ」の概要になっております。19 ページはいわゆる「年収 130 万円の壁」対策ということで、今年の 7 月 1 日に新設をされたキャリアアップ助成金の新コースの記載がございます。

20 ページについては、年金制度改革法における被用者保険の適用拡大についての概要になっております。いわゆる「年収 106 万円の壁」については今後撤廃されることとなっております。

20 ページ下段は、令和 7 年度税制改正における、所得税の基礎控除の引き上げについての改正内容になります。

以上が、政府支援策の概要になりますが、福母委員の疑問点についてもこちらの資料で大部分は説明できると思います。非常に重要な資料についての説明を省略してしまったことを改めてお詫び申し上げたいと思います。

続きまして、第 1 回専門部会で福母委員と松尾委員から、求人賃金のハローワーク別の数字の御要望がございましたので、1 枚ものの資料を御準備しました。直近の今年 4 月から 6 月の 3 か月分について、ハローワーク別に求人賃金の上限額と下限額、それと求職者の希望賃金についてまとめたものになっておりますので、参考にしていただけたらと思います。

続いて、西岡委員から、労働分配率と経常利益率について、資本規模 1,000 万円未満で、もう少し小さいくくりでの数字がないか、という要望がございました。この数字については、私共もかなり探したのですけれども、元々この統計が資本金、出資金 1,000 万円以上の営業法人が対象で、1,000 万円未満規模が調査の対象ではないということ、e-stat にも 1,000 万円未満というひとくくりでの数字しかなく、更に細かい刻みというのがありませんでした。ご希望に添えず申し訳ありませんでした。私からの説明は以上です。

## ○甲斐部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今、説明いただきました追加資料や質問に対する回答というかたちで提示していただいているますけれども、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

### ○福母委員

いいですか。まず、もう決まっている県が2県あったということで、どこの県か教えてもらっていいですか。

### ○河野賃金室長

8月5日に決まったのが栃木県で、目安プラス1円の64円、改定後の地賃が1,068円、発効日が10月1日になります。それと8月6日に決まったのが新潟県で、引き上げ額は目安プラス2円の65円。改定後の地賃は1,050円、発効日は10月5日です。

### ○福母委員

ありがとうございました。

少し字が小さくて、あまりよく理解できていないのですけど、例えば、御説明あった業務改善助成金で15億円、8.2億円、297億円とあるのですけど、8.2億円が15億円で予算が拡大されたというのは、この括弧書き297億円というのは何ですか。

### ○河野賃金室長

それは、中程の括弧8.2億円が2024年度当初の予算額で、右側の297億円が2024年度の補正予算額です。一番左端が今年度の当初予算額になります。

### ○福母委員

297億円と左側の数字、どのような関係になるのですか。

297億円と15億円と8.2億円の関係性がよく分からぬ。キャリアアップ助成金は額が近いので何となく分かります。業務改善助成金だけが桁が違う数字になっているので、何を意味しているのか分からぬ。皆様分かれますか。

### ○甲斐部会長

莫大な補正予算が投入されたということかなと思います。

### ○福母委員

そういうこと。297億円は2024年度の何ですか。

### ○河野賃金室長

補正予算額です。

### ○福母委員

補正予算額ですね。8.2億円は何ですか。

### ○河野賃金室長

当初の予算額です。

○福母委員

当初の予算額ですね。15億円は何ですか。

○河野賃金室長

2025年の当初の予算額です。

○福母委員

ここ書いてあるね。

そうすると8.2億円が元々2024年度の当初予算。分かりました。大変な額を足しているのですね。

それと、答申の5項目の下から数えたら3行目、4行目にはいろんな助成金で賃上げ加算等の充実というのがあるのですけど、これは先ほどの説明でいうとどこになるのですか。

○河野賃金室長

資料の1ページ目の支援策の一覧の中でキャリアアップ助成金と人材確保と支援助成金、人材開発支援助成金がありますが、この資料だけでは分かりかねるところがありますので、お調べしてまた次回お伝えさせていただいてよろしいでしょうか。

○福母委員

今日お配りされた19ページにキャリアアップ助成金についての資料、加算措置などと書いてある右、正社員化コースがこうなりますという記載が新たに加算されたということなのでしょうか。

○甲斐部会長

直接的に加算されたかどうかですね。

○福母委員

安定部を呼んで来た方がいいかもしれない。

○河野賃金室長

明日、御回答させていただいてよろしいでしょうか、申し訳ありません。

○福母委員

こだわっているわけではないのですけれども、少し気になりました。

まだ価格転嫁が進んでいないというのがあったので、これについてはランキングの中でどれを見た方がいいのかというのを考えていました。15ページの上が一番いいのでしょうか。

○河野賃金室長

15ページ上の方は「価格交渉の実施状況の業種別ランキング」で、下の方が「価格転嫁の実施状況の業種別ランキング」になります。15ページは発注企業の業種毎

になっていて、次のページに受注企業の業種毎に集計されております。

○福母委員

価格転嫁が進んでいない業種というと、どこでしょうか。

○河野賃金室長

受注企業の業種別にみると、16 ページの上の表になります。

○福母委員

16 ページの上がいいですよね。

○河野賃金室長

はい。参考までに下位 3 つを挙げると、飲食サービス業、通信業、金融・保険業になります。また、通信業、トラック運送業はどちらにも下位の方にランキングされております。

○諸富委員

矢印は何の意味合いがあるのでしょうか、青と赤の矢印。

○河野賃金室長

ポイント数が上がっている方が上向きの赤い矢印です。

○諸富委員

そうですよね。下位ではあるけれども矢印が上に向いているところは、改善は進んでいるという見方をしていいわけですね。

業界別では全体としては低いとは言いながらも改善は進んでいますよ、と。

○河野賃金室長

そういうことになると思います。

○福母委員

括弧は前回の転嫁率で、2 ポイントとか 3 ポイントであんまり変わっていない。

○河野賃金室長

ポイントの多寡で矢印の数が増えたり減ったりしています。

○甲斐部会長

上位にあるところはかなり変わったところもありますよね。

1 位の化学もそうだけど、括弧内のパーセントから括弧を外したパーセントを比較するわけですよ。

○福母委員

どこのページの資料ですか。

○甲斐部会長

16 ページの上。

○福母委員

受注者として価格転嫁してもらえてる業種の話ですね。

○甲斐部会長

そうです。

○福母委員

これは9ポイントぐらいあがっている。化学は上がっていますね。

○甲斐部会長

だから、上位に位置しているところが、これまで価格転嫁は結構高いけれどもより以上に価格転嫁は進んできているということかなと思います。

○福母委員

これは進んではいると見るか、まだ半分しかいってないよね、というか。

○甲斐部会長

相対的に見ると、進んではいるという見方です。

○福母委員

わずかではあるが進んではいる。中には下がったところもある。

○甲斐部会長

上から5番目の紙とか紙加工というところは、44.7が55.7までは上がって来ているから、価格転嫁を進めようという流れにあると思います。

○福母委員

単純に価格転嫁してもらえてる業種ということで、1円でも価格転嫁してもらえたたらこれは価格転嫁してもらいましたという話になるのでしょうか。

○甲斐部会長

件数ですものね。

○福母委員

したか、していないかという話です。

例えば、トラック協会の資料で、希望額の8割ぐらい転嫁して達成しているという資料を見たことがあるのですが、14ページの上に記載されているコスト増加分

を全額転嫁できた割合については2～3ポイントしか増えていないですね。例年に増してデータが多すぎて、どれを見ていいかよく分からない。

#### ○甲斐部会長

中賃の議論を見ていたら、本当に細かいデータまで出して大変議論してきているみたいなので、それほど難しかったのだろうと思いますけど。

#### ○西岡委員

価格転嫁分を乗せられたか否かということもありますけど、そこにいわゆる企業の原材料価格が乗せられたのか、利益分が乗せられたのか、人件費相当分まで乗せられたのか。そこまでいくと、一概にいえない企業がまだまだ多いです。

#### ○甲斐部会長

まだまだ十分に価格転嫁はできていないと思うのですけど、全体としては今までより価格転嫁をしなければならない、という方向性は出来つつあるのではないかと思います。飲食業などは大変な数字ではあります。そこに助成金が本当に役に立っているのかどうかというのよく分からないですね。

#### ○西岡委員

実効性がどれくらいあるのかどうかという。

#### ○甲斐部会長

そこはもう少し読み込まないとまだ見えてこないです。福母委員よろしいですか。

#### ○福母委員

まだ少しあります。業務改善助成金については、厚労省の人曰く、過去の助成金の中で一番申請が難しい、そういう評価をされている。

実際アンケートをしても、非常に使いづらいという意見があって、過去に、もう少し使いやすさを向上させる取組みはされているのか、という話をしたら、よく分かりませんということで終わっています。

それ以上のことは聞いていないのですけど、分かる範囲で結構ですが、業務改善助成金をこれほど使え、使えと言っている割には実際使おうとすると、とても複雑で大変だという声は多くの企業から寄せられているのです。それについて、厚労省としては、業務改善助成金の改善をしている、あるいは検討している、というのはあるのですか。

#### ○恒吉労働基準部長

一時期、コロナ不況を挽回するための救済措置として、期間限定で例えば車でも、一般乗用車は駄目ですが、介護仕様の車でしたら認められていた、とかそういうことはあったと思います。

ただし、予算をいただく時に、先ほど言った例は特別ですよ、ということでコロナの影響がなくなったらもう終わりということで、多分その当時は大変喜ばれた緩

和策だったかと思うのですけれども、コロナが落ち着き、対象が狭まったという流れもあります。使い勝手を良くする努力の申し入れについては、引き続きやっていくと思われますが、本省の方で、そこが認められなかつたりしている結果だと思っております。

#### ○福母委員

分かりやすく言うと、申請には 30 種類ぐらいの書類を出さないといけないので、中小・零細企業が申請しようと思っていても業務量が煩雑で大変ということです。そこで、厚労省の簡略化への取り組みとして、申請書類を 3 分の 2 に減らすとか、あるいは今まで書類で出さないといけないのをメール等やスマホで簡単に出来るとか、そこまではいかないと思うのですけれども、そのような改善したとか、するとか、そういう動きはあるのか否か、そういうことをお聞きしたいのですが。

#### ○恒吉労働基準部長

失礼しました。手続き上の緩和という点でいいますと、書類が多いというのは、支給要件が多いことに基づくものだと思われます。要件が多いのは、不正受給を防止するという観点からあったものと思われます。これらについて御質問にある手続きの緩和や要件の緩和について努力しているのかどうかについては私の方で把握しておりませんので、宿題とさせていただければ確認をさせていただきたいと思います。

#### ○福母委員

はい、分かりました。

あともうひとつ。求人賃金と求職者賃金というのを出していただいて、松尾委員がおっしゃったように、求人賃金はまあまあ高いなと思うとともに、地区ごとのあまり大きな差はないというのは少し意外に感じたところです。求職者の希望賃金というのが書いてありますけど、これは個別に求職者がこれぐらい欲しいという希望賃金額を書くわけですか。

#### ○河野賃金室長

希望賃金は、ハローワークにおいて把握しているものです。

#### ○福母委員

把握しているから載っていると思うけど、具体的に私 1,200 円欲しいですみたいな、書くのがあるのでしょうか。

#### ○甲斐部会長

書く欄がありますよ。

#### ○福母委員

そうなのですね。

○恒吉労働基準部長

希望賃金額は統計上こうなっておりまして、ご存知かと思うのですけれども、よくミスマッチというようなことがあって、個人対企業との擦り合わせをするときに、この表を使ってマッチングしていく作業をするかと思います。

○福母委員

希望賃金よりもだいたい求人賃金が高いので、すぐ決まりそうな気もする。

○恒吉労働基準部長

業種によると思います。

○甲斐部会長

求職者が少し希望賃金額を低めに提出しないと、そこでハードルが高くなると仕事を紹介してもらえないというのもあるのです。もちろんもっと希望しているのだろうけど、ある程度いくつか紹介してもらうためには、そんなに高い賃金を要望したら紹介してもらえない、というのもあると思います。

○東島委員

武雄の4月の希望額は高いですよね。これは何か理由がありますか。1,200円台でしょう。

○諸富委員

これはたぶん産別とかにもよるのではないですか。

○松尾委員

ですね、おそらく。

○諸富委員

例えば、電気とかでパートで出したら、多分それなりの金額、高めで求人を出していると思います。

○甲斐部会長

よろしいでしょうか。

○福母委員

資料とは別の話になるのですが、昨日、前々から思っていたことについて松尾委員と話したことについて、使用者側の委員の皆様とはまだお話をしていないのですが、専門部会の議論の進め方について少し提案があります。

これから金額提示とかする時に、片側だけ呼ばれますよね。あれもある程度の回数までは、三者いるところで金額についての根拠を説明して、それに対してその場で質問をするとか、そのようにした方がよりお互いの納得が得やすくなるのではないか、と思っています。

今まで、ご承知のとおり、公益側と使側の二者で個別折衝をし、今は何円で根拠はこうですよ、その背景はこうこうで、という説明を公益側に100言つたとして、公益側が労側に100伝えられているとは思うのですけれども、そうでない場合もあるのではないかと少し危惧されるところもあるし、逆に労側さんの考え方も公益の先生からまとめてこちらに言っていただけるのですけど、ちょっと納得がいかない時や疑問が生じた時に、じゃあそれはどういうことなのですか、というのを聞くのが面倒なことがあったり、はばかられて聞かないということもありました。

最終的な金額の詰めのところは個別に呼んでいただいていいと思うのですけど、今回ぐらいまでの、ある程度地ならし的なすり合わせの段階、最初の金額提示とか2回目ぐらいまでは、三者揃ったこの場でやった方がいいのではないかという話を松尾委員にしました。

ある程度、松尾委員もいいのでは、という御意見で、従来どおりのやり方でも悪くはないのですけれども、初期の個別折衝のところで公益の先生方もご苦労されているとも思いますし、あるいは時間がかかるということもあるので、誤解されることを承知して言うのですけれども、やり取りをまとめて片側に伝えるという、その手間を省くと生産性も上がるでしょうし、細かいところでの納得性を高められるのかなというのもあって、そういうことをしてみてもいいかなと思っているのですけど。

#### ○甲斐部会長

今、御提案をいただいていることは、福母委員のまずは個人的な御提案という、使用者側で話し合いをされているわけではないということ。

#### ○福母委員

松尾委員と私と話をしている。

#### ○甲斐部会長

いかがでしょうか。基本的には、この前、基本的な考え方というものは三者揃ったところでお伺いしておりますし、これから私の予定では個別に話し合いをする前に、追加で御意見等ありませんか、というところはこの場でやろうかと思ってはいたのですけれども、福母委員が言われているのは、第1回目についての金額提示は個別ではなく、三者揃ったこの場で提示できるということでしょうか。

#### ○松尾委員

前回、基本的な考え方を述べさせていただきました。労側としての改定額は用意をした上で基本的な考え方を述べていますので、この場で提示することについては全然問題ありません。

#### ○甲斐部会長

使側の方はそういう進め方でもよろしいですか。公益どうですか。

#### ○安永部会長代理

皆様がよければ、ですかね。

○甲斐部会長

私達としては、十分お伝えはしているつもりですけれども。

○福母委員

そこを懸念に思っているわけではないです。ただ、ご面倒だろうなど。

○甲斐部会長

あともう1点は、この前の情報公開というところで、どうなりますかね、三者揃った第1回目だけ公開ということにしましたね。

○恒吉労働基準部長

はい。

○甲斐部会長

2回目以降の三者集まったところの傍聴はできない、公開しないということで。そこは大丈夫ですね。

○恒吉労働基準部長

はい、本年度はですね。来年度はまた来年度検討していただき、他の局の状況も見て、また事務局から公開については、前段の本審の方で部会がはじまる前に、専門部会の公開の部分を審議してもらうのですけれども、本年度は第1回のみ公開として、前回で終わっておりますのでご心配ないです。

○甲斐部会長

早川先生はいかがですか。

○早川委員

大丈夫です。双方から、もしやはり個別での協議が必要なときは逆に言っていただくということで。

○甲斐部会長

基本的には、公益側としてはそれぞれの委員の皆様が御提案いただいた方法でやるということに賛成をされるようでしたら、そのように進めたいと思いますけれども、異論があれば言っていただいて、今までのとおりにやった方がいいということで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、この後、それぞれの控室にお移りいただき、そして御提案をいただくということになりますよね。

これまで、労側からお呼びしてというかたちだったのですけれども、それを両者一緒に呼びして、それぞれの第1回目の提案を伺うということです。そういうかたちでもよろしいですか。

### ○西岡委員

私が懸念するのは、昨日、労使交渉っておっしゃっていましたけれども、双方で交渉するという審議会ではないので、そこが交渉みたいな話になると、そもそも審議会として良いのか悪いのか、そこは非常に気になります。

私、数年しか委員をやっていないのですが、個別に話をする従来のやり方が全てだとは思わないですし、生産性を気にしていらっしゃる意見もあって、時間がかかってことになるのではないかなと思っていますが、公益の皆様の役割というのもあるので、そこは双方聞いていただいた上で、話をしていただくやり方も問題があるとは思わないのですけどね。

### ○松尾委員

1回目の金額提示で合意にならず、2回目以降から多分歩み寄りを労使双方でやらないといけないと思っています。そこで労使交渉になつたらおかしくなるので、そこは公益の先生たちにお互いの話を聞いていただいて判断をしていただくということになるので。1回目はお互いに金額提示だけで、そこでもっと上げてくださいよ、とか交渉の話にはならないかなと思っていますので、新しい提案でよろしいかと思います。

### ○西岡委員

そもそも歩み寄れるような話にはならない。

### ○甲斐部会長

まず第1回目の時に、逆にいうと三者揃ってお互いの顔を合わせていると、言えることも言えないのではないか、という辺りは少し懸念したりするのですけど。

### ○諸富委員

多分、金額の提示はできると思うのです。

### ○甲斐部会長

その背景というか、根拠ですよね。

### ○諸富委員

あくまでも1回目の私達は、今お互いに共通するイメージを掴むためのもので、それ以降は当然詰めていかないといけないから、そうなると、次の段階のところではもっと細かい話をやっていかなければいけないので、それは今までどおりで個別にやるべきかな、と思います。

### ○甲斐部会長

もちろん、今までどおりやるべきだと思います。

### ○諸富委員

あくまで1回目を、それがこの様なことを考えていますよ、というのを正しく皆様が理解するための1回目、というイメージですよね。

### ○安永部会長代理

効率化という意味で、双方対面でやるそれ自体の合理性は、私は否定しませんけれども、予め線引きをしておいた方がいいのかな、と思います。

本当に金額と根拠の説明というところまであればいいのでしょうかけれども、先ほど、福母さんの考えているパッケージだと、その根拠の説明に対して証明を求めるようなところも想定されていたのかなと。要はどういう意味ですかというような、そこから少し議論に発展する可能性も場合によってはあるのかなと。そうした時に先ほど、甲斐部会長がおっしゃったように三者顔が揃っているが故に少し話しにくいところで、微妙な空気になる懸念も場合によってはあるのかなと思います。対面でやるとしたら、どこまで伝えるのかはなかなか線引きが難しいところですけれども、変に議論に発展しないところで、そこは逆に言うと公益委員の腕の見せどころになるかもしれません、双方、認識を共有しておいた方がいいのかなと思っています。

### ○甲斐部会長

金額提示とその根拠だけあれば、安永委員が言われるようにいいのですけれども、それに対する議論について、では、またそれ控え室に戻ってそれについて御意見を個別に伺いましょうという形にしかならないのであれば、それほど効率的にもならないかなという気はするのですけど。

### ○福母委員

10年一律でこのスタイルでやっているので、弊害として考えられるのは、控室でずっと長い時間待たされるということがあります。労側へ聞いたところ、全然呼ばれないで、じゃあ何しているの、という話になったことがあります。このように長時間化していることについて、2時間以内に終わらせてほしいというのは前々から言ってはいるのですけれども、それはあなたたちが早めに合意に至るような金額を出してくれればすぐに終わりますよ、みたいな話になるかもしれませんけど、このような長時間化の弊害については毎年感じています。このことについては、事務局には言ったことがあります。何をしているのですか、と。

もうひとつ、聞きたいことがあるのですけれども、正直に言いますと100ぐらい言われているけど、実際のエッセンスの部分だけ言われても、こちらは理解がしにくいのです。背景にはこのようなことがあって、実はこの様な事例もあって、とか経緯や背景が分からぬ時もあって、何でそんな数字が出てくるのかな、とか思うときもありました。また、例えば、東部地区の話をして金額を言われると、じゃあ西部地区はどうするのですか、と公益側から労側に聞いてもらうとなったときに、長いこと待たされたあげく、聞くこともしていないということもありました。また、質問について公益を通じてやり取りを行っていますと、何となくやっていても満足度がすごく少なく感じます。

お互い常識人として、お互いの立場で根拠ある数字を伝え合って、労側の意見の

考え方も我々は重く受け止めて直接話を聞き、その場で質問することで、それについてはこのように私は思っているのですと説明すると、あーそういうことか、とその場で分かることができると思います。逆に私たちの立場の意見も、労側の方には聞いてほしいときがあるので、納得性を高めるという意味でもこの様なことは試験的にやってみたらどうかな、と思っただけです。

ですが、今、お話を聞いていると、そうでもないようなことも言われるので、それはそれでよく分かりましたので、別にそこにこだわることをしなくてもいいかなという気になってきました。今回はこのままでいいです。ただひとつ、あまりにも長すぎるのはです。

○甲斐部会長

昨年から基本的に2時間ということで打ち切っています。

○福母委員

されていますけど、それでも結構長いので。

○甲斐部会長

2時間はやはり必要ですよね。

○福母委員

2時間は必要ですよ。

○甲斐部会長

2時間を超えたということは、ほぼ最後の結審の時ぐらいで、ほぼ2時間で終わるよう、私自身もそう思っているので、やっているつもりです。今年も、それでいきましょうということは事務局にも伝えています。

○福母委員

はい、分かりました。

○甲斐部会長

時間的な制約というのは、最後の方で少しここをもっと詰めておきたいという時にはご了解をいただくこともあるかと思いますけれども、基本的に私も会議は2時間でという方針なので、そのつもりで進めさせていただきます。あと、福母委員が言われるよう直接聞いた方が分かりやすいというところもあるかと思いますけれども、当初の提案では第1回目のみをということでしたから、その後のことを考えるとやはり個別に交渉していく方がいいのかなと思います。

あともうひとつは、皆様、全員一致で了解ということであれば、新しいことに取り組むと思いますけれども、西岡委員から少しどうだろかという意見もありましたし、それを考えた時に本当に変更することが良いのかと考えているところです。

○福母委員

分かりました。

○甲斐部会長

よろしいですか。

○福母委員

私と松尾委員で話をしてやってみようかぐらいの話だったので、異論もあるし、そういうことであれば従来どおりで致し方ないと私は思いますが、松尾委員いいですか。

○松尾委員

そうですね。新しいことを始めることは、事前の準備が多いということですね。

○甲斐部会長

そうですね。できれば、第1回目の時にそういう議論をして進めていければと思いますので、今年度は、第2回目に入っておりますので、金額提示はこのまま従来どおりということでさせていただいてよろしいでしょうか。来年度、第1回目の時にきちんとどういう方針でやるかということを決めて進めていく、という引き継ぎをしっかりとします。

また、福母委員があっしゃる効率化とかいうことについては、公益側もよくよく注意をしながら議論を進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○松尾委員

すみません、本題に入る前に長くなつて。前回、福母委員からいただいた一時金の賞与の集計があるので、資料にまとめましたので、これを配ってもいいですか。

○甲斐部会長

三者揃つたところで、追加の資料あるいは追加の御意見というのはお伺いしたいと思いますので。

(資料の配付)

○松尾委員

表を見ていたらと分かるとおり、上段が今年の2025年の数値です。下段が昨年の2024年の数値です。基本的に一時金は任意で報告をいただくということにしていますので、全体としてはそれほど多くはなく、41組合から報告がありました。ほぼ昨年と今年で大きな差は感じられないのかな、と。全体で見れば若干上がっていますけど、規模別で見れば300人以下のところが昨年より若干下がっているところがあるかなという印象です。数字だけはこの表のとおりということになりますので見ていただければと思います。

○福母委員

これは月数ですか。

○松尾委員

年間の月数です。

○福母委員

そうすると、全体で言うと 41 組合で平均値が 147,000 円で、3.46 というのが、これ夏の分ですか。

○松尾委員

年間です。

○福母委員

年間ですね。下段は。

○松尾委員

下段が前年の 2024 年です。

○福母委員

0.01 か月しか上がっていないということですね。

○松尾委員

そうですね。

○福母委員

そうすると 243,000 円。

○松尾委員

すみません。次回、資料の訂正をします。年間ではないです。

○甲斐部会長

半期で 3.46 ですか。

○松尾委員

違います。全体の数字を平均で出しているので。

○甲斐部会長

はい、分かりました。

○松尾委員

10 いくつの組合が半期で。

○福常委員

U A ゼンセンの加盟組合も出しているのですが、夏の一時金で出したやつを年間と少し間違えられていて。

○甲斐部会長

分かりました。そしたら、次回、訂正していただいて提出していただくということでおよしいでしょうか。

○松尾委員

はい。

○安永部会長代理

前回、労側から説明いただいた賃上げ実績 5.3% の絡みの話でしたか。

○松尾委員

これは賃上げだけれども、企業の業績を見る賞与のところを取ったということです。

○安永部会長代理

承知しました。ありがとうございます。

○福母委員

ちなみに、うちでも夏季賞与は調査していまして、社数はあまり変わらないのですけれども、伸びは 2.4% ぐらいしか伸びていません。賃上げが 4.5% ぐらい伸びていて、そうすると単純に言うとそれぐらい上がっておかないといけないのですけれども、賞与の伸びはその半分の 6 割ぐらいだということです。

○甲斐部会長

福母委員も何かそのデータを出せるようだったら、次、紹介してください。

○福母委員

おおまかな数字しかわかりませんが。

○甲斐部会長

おおまかな数字でもいいと思います。よろしいでしょうか。

○西岡委員

私からの要望資料として、資本金 1,000 万円からの分配率と経常収益率ですけど、労働分配率が高いということがあるので、業種ごとにどういう状況になっているかという資料がもしあれば用意していただきたいのがひとつです。経常収支率は業種

でだいぶ差があると思うのです。業種ごとにどうなっているかという資料がもしあれば探していただきたいと思います。

○甲斐部会長

それは佐賀県ですか。

○西岡委員

佐賀県では1,000万円以下はないとおっしゃったので、では全国的にはどうか、というところです。

○河野賃金室長

全国の業種ごとの数字、経常利益率の数字ですね。

○西岡委員

業種ごとにどれくらいの状況になっているかというのを把握できればいいと思っています。

○河野賃金室長

分かりました。

○甲斐部会長

全体であれば業種毎であるかもしれないですね。では、事務局は大変ですけどよろしくお願ひします。

それでは、三者揃ったところで最後の御意見、御質問等をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、本題に入らせていただきます。

それでは、いろいろと意見交換をいたしまして時間も過ぎてありますけれども、これから各控室にお移りいただいて、そして、第1回目の金額提示をいただきたいと思っております。これまでどおりに労側からお呼びしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐部会長

はい、それでは、時間も大変押しておりますので、使側の皆様は一旦控室の方にお移りいただいて、お呼びいたします。

〔労働者側委員・使用者側委員退室〕

〔労働者側委員・使用者側委員・公益委員と個別折衝〕

〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

## 【第2回全体会議】

### ○甲斐部会長

それでは、ただ今から全体会議を再開いたします。

本日はそれぞれ最低賃金の金額等の取りまとめに向けて、最初のスタートとしての金額の御提案をいただきました。

現在、労側からのご提示は95円の引き上げ、それから使側のご提示は42円の引き上げという御提案をいただいております。それに根拠を持って御提案をいただいたところではありますけれども、まだまだ大きな開きがございますので、これにつきましては、明日以降にそれぞれ協議を進めながら詰めていきたいと思います。

それでは、本日は、ここまでとして、明日以降の協議に移ってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

### ○甲斐部会長

はい、ありがとうございます。

では、事務局からその他として日程等のお知らせはありますか。

### ○恒吉労働基準部長

賃上げの交付金につきまして、皆様、ご不明な点が多かろうと思っております。本省の内閣官房新しい資本主義実現本部事務局から都道府県庁の産業政策課に対しまして、説明があるということで情報をいただいております。日付は明日8月8日の全国4回に分けて説明会があります。佐賀は四国・九州ブロックの範囲で16時からとなっております。事務局でもウエブ会議の傍聴参加を予定しており、情報を得ることができます。明日は開催時間の都合上、情報提供は難しいかと思いますけれども、第4回19日の部会において内容をご伝達させていただきたいと思っております。以上でございます。

### ○甲斐部会長

ただ今のアナウンスよろしいでしょうか。はい、他に何かございますか。

### ○河野賃金室長

今後の日程について再度確認をさせていただきたいと思います。

第3回の専門部会は、この会場で明日8月8日(金)午後1時半から開催をいたします。結審した場合は、午後4時を中途に本審を開催するということになっております。予備日として、お盆を挟んで8月19日(火)午後2時と20日(水)午後3時を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

### ○甲斐部会長

はい、よろしいでしょうか。

それでは、本日の専門部会はこれで終了したいと思います。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側は松尾委員、使用者側は福

母委員にお願いいたします。  
本日はお疲れ様でございました。

○一同  
お疲れさまでした。

部　　会　　長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---